

議題 4

天理市地域公共交通活性化協議会規約の改正等について

AI デマンド交通の実証運行をおこなうにあたり、天理市地域公共交通活性化協議会内に新たに分科会を設置するため、天理市地域公共交通活性化協議会規約の改正が必要となります。

○天理市地域公共交通活性化協議会規約第 11 条、14 条及び 15 条の改正等について

- ・第 11 条 分科会
- ・第 14 条 財務に関する事項
- ・第 15 条 報酬

天理市地域公共交通活性化協議会規約

平成20年3月27日制定
平成20年4月28日一部改正
平成20年10月10日一部改正
平成22年1月19日一部改正
平成22年11月26日一部改正
平成23年3月23日一部改正
平成23年6月27日一部改正
平成23年11月28日一部改正
平成25年8月27日一部改正
平成26年11月5日一部改正
平成27年3月26日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月19日一部改正
令和2年3月30日一部改正
令和2年7月22日一部改正
令和4年3月31日一部改正
令和5年3月24日一部改正
令和5年6月28日一部改正

(設置)

第1条 天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規程に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、奈良県天理市川原城町605番地天理市役所庁舎内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、天理市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 会長が当事者双方の代理人となる契約等については、副会長が会長の職務を代理する。

(監事及び監査)

第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、出席議員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第 11 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、天理市市長公室総合政策課に置く。

3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第 15 条 委員の報酬は、これを支給しない。ただし、会長が別に定めるところにより、報酬の支給を必要と認める委員にあつては、この限りでない。

2 協議会（分科会を含む。）の会議に出席するために要する費用の弁償は、会長が別に定めるところによる。

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(規約の変更)

第 17 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月28日から施行する。

天理市地域公共交通活性化協議会委員

区 分	委 員	分 野
法第6条第2項 第1号の委員	天理市長	天理市
法第6条第2項 第2号の委員	奈良交通(株)取締役乗合事業部長	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
	一般社団法人奈良県タクシー協会天理部会代表	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部阪奈支社地域共生室室長	鉄道事業者
	近畿日本鉄道(株)天理駅長	鉄道事業者
	公益社団法人奈良県バス協会専務理事	一般乗合旅客自動車運送事業者の団体
	一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の団体
	奈良国道事務所副所長	道路管理者(国道)
	奈良土木事務所長	道路管理者(国道及び県道)
	天理市建設部長	道路管理者(市道)
法第6条第2項 第3号の委員	天理警察署長	公安委員会(警察)
	天理市議会議員	利用者(市議会代表)
	天理市区長連合会理事	利用者(市民代表)
	天理市長寿会連合会長	利用者(市民代表)
	近畿運輸局奈良運輸支局長	天理市が必要と認める者 (国土交通省)
	奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課長	天理市が必要と認める者 (奈良県)
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長	天理市が必要と認める者(一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体)
	天理市市長公室長	天理市が必要と認める者
	天理市健康福祉部長	天理市が必要と認める者

天理市地域公共交通活性化協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、天理市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会の会長は、委員の互選により定める。 or 協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

(関係者の出席等)

第6条 分科会は協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は天理市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 2 8 日から施行する。

天理市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

平成20年3月27日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、天理市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規程に基づき、天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、天理市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに天理市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮り承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第5条 会長は歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、天理市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅延なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに天理市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項、目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費
4 諸支出	1 償還金	1 償還金

天理市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、天理市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

（報酬）

第2条 規約第15条第1項ただし書きに規定する報酬の支給を必要と認める委員は、学識経験者である委員とする。

2 前項の委員に支給する報酬の額は、日額8,800円とする。

（費用弁償）

第3条 規約第15条第2項に規定する費用の弁償は、前条第1項に定める委員について行うものとする。

2 前項の規定による費用弁償の額は、天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）に規定する旅費に相当する額とする。

（その他）

第4条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。